

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について

担当：福祉政策課 大森（電話 0979-62-9800）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、給付金を給付する事業を開始いたしました。

2. 事業内容

■対象世帯・給付金の支給額

基準日（令和3年12月10日）において中津市に住民登録をしている世帯のうち、

- （1）令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- （2）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

※世帯の全員が住民税を課税されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯は、対象外です。

■給付金額

1世帯あたり10万円

■申請及び確認受付期間

令和4年2月1日から令和4年9月30日まで

■受付場所

中津市役所（本庁）地下特設受付窓口

■給付方法

銀行口座振込（原則）

※初回振込みを2月15日に行い、2回目の振込を2月22日に予定しております。以後も適宜振込みを行います。

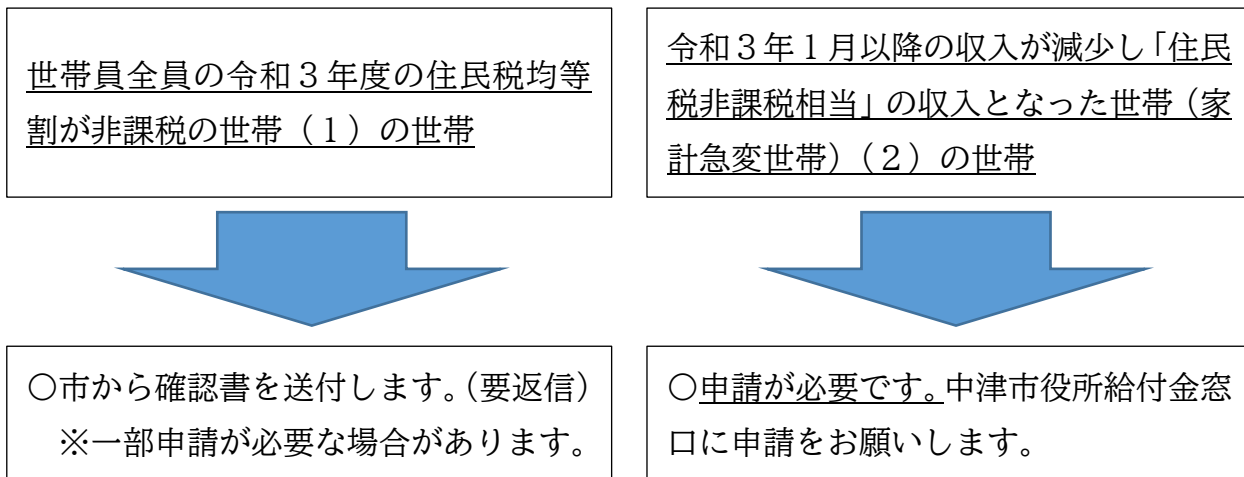
■問い合わせ先

中津市コールセンター 0120-110-861

令和4年4月30日まで開設 8:30~20:00

2月28日までは土日祝日も開設（3月からは平日のみ）

3. 支給内容と手続き



4. 事業費

(単位：千円)

事業費				
	国・県支出金	市債	その他	一般財源
1,458,732	1,458,732			

【事業費内訳】

- ・ 給付金 1,440,300 千円
- ・ 事務経費 18,432 千円